

# 香川大学サークル連合体規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、香川大学サークル連合体と称する。

(所 在)

第2条 高松市幸町1-1 香川大学大学会館内

(目 的)

第3条 香川大学に所在するサークルを有機的に結合し、我国の民主的文化運動に寄与し、香川大学の文化運動及び学生生活を発展、向上させる基盤となると同時に、体育活動の啓蒙・向上に努め、体育活動を通して健全なる心身の発達と各サークル、会員相互間の親睦を図り、学生生活を発展向上させる基盤となることを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員一般の文化・スポーツの普及に貢献する事業
- (2) 各団体のサークル活動及び学内外の文化交流・運動競技会等の開催
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要と認められた事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員で構成される。

- (1) 正 会 員 香川大学学生（いずれのサークルにも所属できる。）
- (2) 賛助会員 香川大学教職員
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者で委員会の推薦する者

## 第3章 サークル

(サークル)

第6条 本会に所属するサークルは別表のとおりである。

(サークルの任務)

第7条 各サークルは次の事項を行うものとする。

- (1) 本会の目的に従い、正規の活動・練習を行うこと。
- (2) サークル員名簿、サークルの活動予定、その結果報告及び会計報告を大学に提出すること。
- (3) 委員会において議決されたこと。

## 第4章 委 員 会

(審議事項)

第8条 委員会は本会の議決機関として次の事項について審議決定する。

- (1) 第4条に定めた事業の実施

- (2) 予算及び決算
- (3) サークルの新設及び廃止
- (4) 学内施設の使用及び管理等に関する事項
- (5) その他本会の目的を達成するのに執行部において委員会の議決を必要と認めた事項  
(構成)

第9条 委員会は本会所属のサークルより各1名ずつ選出された委員により構成される。  
(委員の任期)

第10条 委員の任期は原則として一年間(4月1日より3月31日)とし再任を妨げない。但し補充された委員は前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第11条 委員会の開催は原則として月1回委員長が招集する。但し、委員長が必要と認めるとき及び委員総数の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(定足数及び表決手続)

第12条 委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことはできない。本規約に別段の定める場合を除き議決は過半数とし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(役員)

第13条 委員会に執行機関として次の役員をおく。

- (1) 委員長 (1名)
- (2) 副委員長 (1名)
- (3) 書記 (2名)
- (4) 会計 (2名)
- (5) 事務局員 (2名)

(役員を選出)

第14条 役員は第9条の委員から推薦(自薦・他薦は問わない)により選出し、委員会がこれを承認する。

(役員の仕事)

- 第15条 (1) 委員長は委員会を代表し、委員会の議長となり、本会の運営を総括する。  
(2) 副委員長は、委員長を補佐する。  
(3) 書記、会計、事務局員は委員長の指示に従い、各々の仕事に従事する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は原則として一年間(4月1日より3月31日)とし再任を妨げない。但し補充された役員は前任者の残任期間とする。

## 第5章 サークルの新設及び廃止

(サークルの新設)

第17条 5名以上のサークル部員で構成し、一年以上の活動をもって役員に本会所属の要望を提出する。役員は調査及び審議した後、これを委員会に提案し、委員会総数の3分の

2以上の賛成をもって可決し、大学の承認を得る。

(サークルの廃止)

- 第 18 条 (1) 役員が、その活動を調査及び審議し、その判断により委員会に提案する。委員会において委員会総数の3分の2以上の賛成をもって可決し、大学の承認を得る。
- (2) サークル活動継続届の提出時に、第 17 条の条件である構成員 5 名以上の条件を満たさない場合は、前項により、委員会に廃止を提案する場合がある。

## 第 6 章 会 計

(会計)

- 第 19 条 (1) 本会の会計は、サークルの加盟費、寄付、その他の収入をあてる。  
尚、加盟費は 1 会計年度につき加盟サークル員一人当たり文化サークルは 200 円、体育サークルは 1,000 円とし、サークル毎に一括提出するものとする。
- (2) 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- (3) 本会の予算は会計年度ごとに役員が作成し、委員会の承認を必要とする。
- (4) 本会の決算は会計年度終了後、委員会の承認を必要とする。

## 第 7 章 会 計 監 査

(会計監査)

第 20 条 本会の会計監査は、会計年度終了後に会計監査員が行う。

(会計監査員の選出)

第 21 条 会計監査員は第 9 条の委員から推薦（自薦・他薦は問わない）により 4 名を選出し、委員会がこれを承認する。

## 第 8 章 そ の 他

(規約改正)

第 22 条 規約改正には、委員総数の3分の2以上の賛成及び大学の承認を必要とする。

(細 則)

第 23 条 本会の会務に必要な細則は、委員会及び大学の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

文化サークル			
1	香川大学邦楽部竹友会	2	合唱団
3	香川大学吹奏楽団	4	コンボ・ユニティ
5	軽音 Bee	6	TAKE-V
7	劇団 EMPTY	8	美術部
9	写真部	10	書道部
11	児童文化研究会	12	石州流茶道部
13	裏千家茶道部	14	表千家流茶道部
15	華道部	16	聖書研究会
17	法学研究会	18	野外活動部
19	香川大学ギターアンサンブル	20	将棋部
21	ジャズ研究会 Bird land	22	香川大学ローターアクトクラブ
23	アイセス (ICES)	24	香川大学放送部 (KBC)
25	総合文芸部 Pop'n	26	マジック・ジャグリングサークル
27	アカペラサークル えいおん	28	香川大学防犯パトロール隊
29	チャリティーサンタ	30	金融・証券研究会
31	香川大学ローバース		
体育サークル			
1	香川大学合気道部	2	アイスホッケー部
3	空手道部	4	香川大学弓道部
5	剣道部	6	硬式テニス部
7	硬式野球部	8	ゴルフ部
9	サイクリング部	10	サッカー部
11	シーズン・スポーツ・サークル	12	自動車部
13	柔道部	14	準硬式野球部
15	少林寺拳法部	16	水泳部
17	ソフトテニス部	18	香川大学ソフトボール部
19	卓球部	20	香川大学ダンス部
21	軟式野球部	22	ハンドボール部
23	バスケットボール部	24	バドミントン部
25	香川大学バレーボール部	26	フットサル部
27	ボクシング部	28	ボート部
29	香川大学ヨット部	30	ラグビー部
31	陸上競技部	32	ワンダーフォーゲル部
33	ラクロス部	34	香川大学よさこい連 “風華”
35	香川大学自転車競技サークル “クロワジエール”	36	VBC

37	香川大学 HOOP		
----	-----------	--	--